

<h1>静岡市報</h1>	No. 27
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**規 則**

- 静岡市静岡県魚介類等行商取締条例施行細則を廃止する規則・・・・・・・・・・ 3
- 市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 4
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 6

**告 示**

- 子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 規 則

静岡市規則第59号

静岡市静岡県魚介類等行商取締条例施行細則を廃止する規則をここに制定する。

令和3年5月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市静岡県魚介類等行商取締条例施行細則を廃止する規則

静岡市静岡県魚介類等行商取締条例施行細則（平成15年静岡市規則第153号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

## 静岡市規則第60号

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年5月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則（平成15年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第18号中ソからチまでを削り、セをテとし、サからスマまでをタからツまでとし、同号コ中「第56条」を「第61条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同コを同号ソとし、同号ケ中「第55条」を「第60条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同ケを同号セとし、同号ク中「第54条」を「第59条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同クを同号スとし、同スの前に次のように加える。

コ 法第57条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による営業の届出に関すること。

シ 法第58条第1項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による回収の届出に関すること。

ス 法第58条第2項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告に関すること。

第8条第18号キ中「第53条第2項」を「第56条第2項（法第57条第2項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）及び第68条第1項において準用する場合を含む。）」に改め、同キを同号ケとし、同号カ中「第52条」を「第55条（法第68条第1項において準用する場合を含む。）」に改め、同カを同号クとし、同号オ中「第48条第8項」の次に「（法第68条第1項において準用する場合を含む。）」を、「届出」の次に「及び変更届出」を加え、同オを同号キとし、同号エ中「第30条第2項」の次に「（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同エを同号カとし、同号ウ中「第28条第1項」の次に「（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「立入検査」を「臨検検査」に改め、同ウを同号オとし、同号イ中「第26条第1項」の次に「（法第68条第1項において準用する場合を含む。）」

を加え、同イを同号エとし、同号ア中「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この号において「法」という。）」を「法第25条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同号中アをウとし、ウの前に次のように加える。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この号において「法」という。）第8条第1項の規定による健康被害情報の届出に関すること。

イ 法第8条第2項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。

第8条中第35号を削り、第36号を第35号とし、第37号を第36号とする。

#### 附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

静岡市規則第61号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年6月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第431号

子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納の事務の委託を定めた告示（平成28年静岡市告示第228号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

ルンビニー保育園の保育費用のうち 市長が定める額の収納の事務	宗教法人玄忠寺代表役員	を
足久保保育園の保育費用のうち市長 が定める額の収納の事務	社会福祉法人足久保福社会理事長	
」		
ルンビニー保育園の保育費用のうち 市長が定める額の収納の事務	宗教法人玄忠寺代表役員	に、
」		
麻機保育園の保育費用のうち市長が 定める額の収納の事務	社会福祉法人麻機福社会理事長	を
美和保育園の保育費用のうち市長が 定める額の収納の事務	社会福祉法人美和南福社会理事長	
」		
麻機保育園の保育費用のうち市長が 定める額の収納の事務	社会福祉法人麻機福社会理事長	に
」		

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。